

岡山市立認定こども園の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第15条の規定に基づき，岡山市立認定こども園（以下「認定こども園」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 認定こども園の名称及び位置は，次のとおりとする。

岡山市伊島認定こども園 岡山市北区いずみ町9番18号

岡山市中山認定こども園 岡山市北区一宮638番地3

岡山市今認定こども園 岡山市北区今七丁目16番43号

岡山市あしもり認定こども園 岡山市北区大井407番地1

岡山市野谷認定こども園 岡山市北区栢谷1724番地3

岡山市鹿田認定こども園 岡山市北区大供表町16番10号

岡山市建部認定こども園 岡山市北区建部町市場330番地

岡山市岡南認定こども園 岡山市北区七日市西町1番14号

岡山市陵南認定こども園 岡山市北区東花尻266番地1

岡山市御津金川認定こども園 岡山市北区御津金川476番地

岡山市庄内認定こども園 岡山市北区三手15番地1

岡山市南方岡山中央認定こども園 岡山市北区南方一丁目3番30号

岡山市旭竜認定こども園 岡山市中区高島一丁目5番7号

岡山市幡多認定こども園 岡山市中区高屋220番地3

岡山市宇野認定こども園 岡山市中区西川原351番地12

岡山市太伯認定こども園 岡山市東区神崎町22番地1

岡山市西大寺認定こども園 岡山市東区西大寺上一丁目19番23号

岡山市千種認定こども園 岡山市東区瀬戸町鍛冶屋178番地1

岡山市政田開成認定こども園 岡山市東区政津961番地19

岡山市甲浦認定こども園 岡山市南区飽浦322番地1

岡山市浦安芳泉認定こども園 岡山市南区浦安本町 5 1 番地 3

岡山市灘崎認定こども園 岡山市南区片岡 1 8 8 番地

岡山市興除認定こども園 岡山市南区中畦 6 4 5 番地 1 1

岡山市錦認定こども園 岡山市南区藤田 6 1 0 番地 1 1

岡山市妹尾認定こども園 岡山市南区箕島 1 0 2 4 番地 2

(施設の目的及び運営方針)

第 3 条 認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満 3 歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2 認定こども園は、教育基本法（平成 1 8 年法律第 1 2 0 号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号。以下「認定こども園法」という。）及び子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）その他の関係法令を遵守して運営する。

(学級の編制)

第 4 条 満 3 歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1 学級の園児の数は、3 5 人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(子どもの区分ごとの利用定員)

第 5 条 認定こども園の利用定員は、別表のとおりとする。

(提供する教育・保育の内容)

第 6 条 認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 2 6 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）に基づき、次の各号に掲げる教育・保育その他便宜の提供を行う。

(1) 特定教育・保育（第 1 6 条に規定する時間において提供する教育・保育をいう。）

(2) 給食の提供

- (3) 子育て支援事業
- (4) 延長保育事業
- (5) 一時預かり事業（幼稚園型）
- (6) 一時預かり事業（一般型）
- (7) 乳児等通園支援事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 前項第6号の一時預かり事業（一般型）を行う認定こども園は次のとおりとする。

岡山市御津金川認定こども園 岡山市南方岡山中央認定こども園 岡山市千種認定こども園 岡山市灘崎認定こども園

3 前項第7号の乳児等通園支援事業を行う認定こども園は次のとおりとする。

岡山市南方岡山中央認定こども園 岡山市灘崎認定こども園
（子育て支援事業）

第7条 前条第3号に規定する子育て支援事業については、認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち地域における教育及び保育に対する需要に照らし、市長が必要と認めるものを行う。

（延長保育事業）

第8条 認定こども園は、保育標準時間認定子どもについては午後6時から午後7時まで、保育短時間認定子どもについては午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時まで、それぞれ平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に第6条第4号に規定する延長保育事業を実施する。

（一時預かり事業（幼稚園型））

第9条 認定こども園は、病気や出産、家族の看護等で緊急に保護が必要とされる当該認定こども園に在園する1号認定子どもに対して、第6条第5号に規定する一時預かり事業（幼稚園型）を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況等により、受け入れが困難な場合はこの限りでない。

2 事業の実施時間は、降園から午後4時までとする。

（一時預かり事業（一般型））

第10条 認定こども園は、病気や出産、家族の看護等で緊急に保護が必要とされる就学

前の子どもに対して、岡山市立保育所等一時預かり事業（一般型）実施要綱に基づき、第6条第6号に規定する一時預かり事業（一般型）を実施する。

（乳児等通園支援事業）

第11条 認定こども園は、利用日時点において教育・保育施設に通っていない0歳6か月から満3歳未満までの子どもに対して、岡山市公立園乳児等通園支援事業実施要綱に基づき、第6条第7号に規定する乳児等通園支援事業を実施する。

（職員の職種及び員数）

第12条 教育・保育の実施に当たり配置する職員は、次のとおりとする。また、員数については、岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第120号。以下「条例」という。）で定める配置基準以上とし、各認定こども園が定めるものとする。なお、員数は園児数により変動することがある。

(1) 園長

(2) 副園長

(3) 条例第5条第1項に定める主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭

(4) 条例第5条第4項に定める調理員

2 前項第3号の保育教諭及び同項第4号の調理員は、認定こども園における業務の実情に即して複数の職位の者を置くことができる。

3 認定こども園に条例第5条第5項に定める主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭、事務職員のほか、認定こども園の運営上必要な職員を置くことができる。

（職員の職務）

第13条 第12条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

(1) 園長 園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 副園長 園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副園長が2名以上あるときは、あらかじめ園長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

(3) 主幹保育教諭 園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園

児の教育及び保育をつかさどる。

(4) 指導保育教諭 園児の教育及び保育をつかさどり，並びに保育教諭その他の職員に対して，教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(5) 保育教諭 園児の教育及び保育をつかさどる。

(6) 調理員 給食調理業務を行う。

(7) 主幹養護教諭 園長を助け，命を受けて園務の一部を整理し，及び園児（満三歳以上の園児に限る。以下この条において同じ。）の養護をつかさどる。

(8) 養護教諭 園児の養護をつかさどる。

(9) 養護助教諭 養護教諭の職務を助ける。

(10) 事務職員 事務に従事する。

(11) その他の職員 園長の命を受け職務に従事する。

（学年）

第14条 学年は4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

（学期）

第15条 学年を分けて，次の3学期とする。

(1) 第1学期 4月1日から8月31日まで

(2) 第2学期 9月1日から12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

（教育・保育の提供を行う時間）

第16条 教育・保育を提供する時間は，次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間 午前7時30分から午後6時までの範囲内で，保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間 午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で，保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 教育標準時間 午前9時から午後2時までを標準時間とする。

（教育・保育の提供を行う日及び行わない日）

第17条 教育・保育を提供する日は，月曜日から土曜日までとする。ただし，1号認定子どもについては，月曜日から金曜日までとする。

2 認定こども園の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 12月29日から12月31日まで及び1月1日から1月3日まで
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 日曜日

3 以下の期間においては、1号認定子どもに対する教育・保育の提供は原則として行わない。

- (1) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
- (2) 夏季休業日 7月20日から8月31日まで
- (3) 冬季休業日 12月25日から1月5日まで
- (4) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで

4 教育・保育上必要があり、又は、やむを得ない事情があるときは、第2項及び第3項の規定にかかわらず休業日に教育・保育を行うことができる。

5 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に教育・保育を行わないことがある。

（入園に関する事項）

第18条 認定こども園に入園するときは、所定の手続きを要する。

2 1号認定子どもについては、入園希望者が利用定員を上回る場合は、抽選による選考を行う。

3 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、岡山市が行う利用調整を経て、入園を決定する。

（休園、退園、転園に関する事項）

第19条 休園、退園、もしくは転園しようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

（利用の終了に関する事項）

第20条 認定こども園は、次の各号に該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- (2) 3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) 利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

2 認定こども園が定める所定の教育・保育課程を修了した者には、卒業証書を授与する。
(利用料等)

第21条 第6条に規定する教育・保育及び便宜の提供に関する費用は、次のとおりとする。

(1) 第6条第1号に規定する特定教育・保育に係る利用料は、岡山市立認定こども園条例（平成27年市条例第22号）の規定に基づく額とする。

(2) 第6条第2号に規定する給食の提供に要する費用のうち副食費は、1号認定子どもは月額3,300円（4月、8月は0円とする。）、2号認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）は月額4,900円とする。ただし、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項第3号イ、ロに規定する者の副食費は徴収しない。特定満3歳以上保育認定子ども及び3号認定子どもに係る給食費の提供に係る費用は、利用料に含むものとする。

(3) 前号の費用の徴収に関し必要な事項は、別に定める。

(4) 第6条第4号に規定する延長保育事業の利用料は、岡山市立保育所等延長保育事業実施要綱の規定に基づく額とする。

(5) 第6条第5号に規定する一時預かり事業（幼稚園型）の利用料は、岡山市立認定こども園一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱の規定に基づく額とする。

(6) 第6条第6号に規定する一時預かり事業（一般型）の利用料は、岡山市立保育所等一時預かり事業（一般型）実施要綱の規定に基づく額とする。

(7) 第6条第7号に規定する乳児等通園支援事業の利用料は、岡山市公立園乳児等通園支援事業実施要綱の規定に基づく額とする。

2 前項に定めるもののほか、事業の実施に伴い必要となる費用の実費相当額を徴収することができる。

(緊急時における対応方法)

第22条 認定こども園の職員は、教育・保育を提供しているときに、子どもに病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに嘱託医又は子どもの主治医に連絡する等、

必要な措置を講じるものとする。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、岡山市、子どもの保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 認定こども園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

(非常災害対策)

第23条 認定こども園は、非常災害に備え、子どもの安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル（次項及び第4項において「計画等」という。）を作成するものとする。

2 認定こども園は、計画等に基づき、子どもの避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、避難方法等について理解させるよう努めるものとする。

3 認定こども園は、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

4 認定こども園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第24条 認定こども園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第25条 認定こども園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 教育・保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した教育・保育に係る提供記録

(3) 岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第122号）第19条に規定する市への通知に係る記録

(4) 保護者からの苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和元年9月1日から施行する。

2 岡山市立認定こども園の運営に関する規程第21条第2号の規定にかかわらず、令和元年9月分の副食費の月額は、1号認定子どもは、2,000円、2号認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)は、利用料に含むものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

岡山市伊島認定こども園

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	20人	35人	35人
2号定員	—	—	—	20人	20人	20人
3号定員	5人	10人	15人	—	—	—

岡山市中山認定こども園

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	20人	20人	20人
2号定員	—	—	—	20人	21人	24人
3号定員	4人	9人	12人	—	—	—

岡山市今認定こども園

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	20人	35人	35人
2号定員	—	—	—	20人	20人	20人
3号定員	6人	13人	16人	—	—	—

岡山市あしもり認定こども園

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	10人	10人	10人
2号定員	—	—	—	14人	14人	14人
3号定員	3人	9人	11人	—	—	—

岡山市野谷認定こども園

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	4人	4人	4人
2号定員	—	—	—	13人	13人	13人
3号定員	3人	7人	11人	—	—	—

岡山市鹿田認定こども園

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	20人	30人	30人
2号定員	—	—	—	40人	50人	50人
3号定員	9人	20人	33人	—	—	—

岡山市建部認定こども園

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	5人	10人	10人
2号定員	—	—	—	11人	16人	16人
3号定員	2人	7人	8人	—	—	—

岡山市岡南認定こども園

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	20人	25人	25人
2号定員	—	—	—	26人	28人	28人
3号定員	8人	20人	20人	—	—	—

岡山市陵南認定こども園

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	20人	60人	60人
2号定員	—	—	—	17人	20人	20人
3号定員	4人	10人	15人	—	—	—

岡山市御津金川認定こども園

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	15人	15人	15人
2号定員	—	—	—	18人	18人	18人
3号定員	3人	9人	14人	—	—	—

岡山市庄内認定こども園

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	15人	30人	30人

2号定員	—	—	—	25人	30人	30人
3号定員	5人	18人	22人	—	—	—

岡山市南方岡山中央認定こども園

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	10人	10人	10人
2号定員	—	—	—	40人	40人	45人
3号定員	15人	25人	40人	—	—	—

岡山市旭竜認定こども園

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	10人	15人	15人
2号定員	—	—	—	28人	40人	40人
3号定員	9人	16人	22人	—	—	—

岡山市幡多認定こども園

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	20人	30人	30人
2号定員	—	—	—	13人	15人	15人
3号定員	4人	8人	10人	—	—	—

岡山市宇野認定こども園

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	20人	30人	30人
2号定員	—	—	—	20人	32人	33人
3号定員	9人	16人	20人	—	—	—

岡山市太伯認定こども園

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	15人	20人	20人
2号定員	—	—	—	20人	21人	24人
3号定員	3人	10人	12人	—	—	—

岡山市西大寺認定こども園

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	20人	35人	35人
2号定員	—	—	—	40人	45人	45人
3号定員	13人	31人	36人	—	—	—

岡山市千種認定こども園

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	10人	10人	10人
2号定員	—	—	—	25人	25人	25人
3号定員	10人	15人	20人	—	—	—

岡山市政田開成認定こども園

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	15人	20人	20人
2号定員	—	—	—	5人	5人	5人
3号定員	3人	3人	4人	—	—	—

岡山市甲浦認定こども園

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	10人	15人	15人
2号定員	—	—	—	25人	25人	30人
3号定員	5人	15人	20人	—	—	—

岡山市浦安芳泉認定こども園

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	40人	55人	55人
2号定員	—	—	—	13人	14人	15人
3号定員	5人	8人	10人	—	—	—

岡山市灘崎認定こども園

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	20人	30人	30人
2号定員	—	—	—	20人	23人	24人

3号定員	8人	13人	17人	—	—	—
------	----	-----	-----	---	---	---

岡山市興除認定こども園

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	10人	15人	15人
2号定員	—	—	—	30人	35人	35人
3号定員	5人	15人	20人	—	—	—

岡山市錦認定こども園

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	10人	15人	15人
2号定員	—	—	—	25人	34人	34人
3号定員	5人	17人	20人	—	—	—

岡山市妹尾認定こども園

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1号定員	—	—	—	20人	60人	60人
2号定員	—	—	—	15人	20人	20人
3号定員	5人	5人	10人	—	—	—